

越前町議会・令和8年9月定例会一般質問【斎藤 諒太議員】

(令和8年9月3日 午後2時40分 開始)

○2番(斎藤諒太君) では、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

今回、私からは3つのテーマに分けて、それぞれ幾つか質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、越前町における子育て支援の現状と今後の方向性についてになります。

令和7年6月定例会の一般質問にて、越前町の子育て支援について質問させていただきました、1年と数か月経過しました。当時の答弁では、越前町では各世代にわたって切れ目のない支援がなされており、県内他市町と比較しても遜色なく、町民の方々にとっても有意義なものになっている。具体的な拡充としては、通学支援の拡充を考えているとの答弁があり、その後、高校生に対する通学支援の拡充がなされたと思います。

しかし、町が実施する子育て支援については、十分に充実しているという声がある一方で、必要な支援が受けられていない、制度が分かりにくいという意見もまだまだ聞かれるのが現状です。子育て支援を評価する際には、行政が実施している施策だけではなく、実際に利用している子育て世代の声や、地域全体の認識をもっともっと把握することが重要だと考えます。

そこで、本町における子育て支援の現状と今後の方向性について質問させていただきます。

まず、子育て支援策の変化について伺います。

令和8年度の子育て支援策について、前年度と比較してどのような変化があったかというところで、まず、前年度と比較して拡充された施策は何か。新たに開始した事業はあるのか。縮小または廃止された事業はあるのか。それぞれの施策について、町はどのような成果を期待しているのか。

以上について伺います。

○議長(藤野菊信君) 民生理事。

○民生理事(臥龍岡尊哉君) 民生理事、臥龍岡です。

それでは斎藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、前年度と比較して拡充及び新たに開始した事業ですが、経済的負担の軽減を目的として、これまでの特定不妊治療費の一部助成に加え、新たに不妊検査、一般不妊治療を助成対象に加えました。産婦健康診査においては、産後1か月健診の助成のみでしたが、産後2週間健診の助成を追加いたしました。

予防接種事業では、こども・妊婦インフルエンザ予防接種費用の助成対象年齢が未就学児のみであったものを中学3年生まで引き上げる、子どものおたふく風邪予防接種費用助成を新たに設けました。

次に、相談支援の強化策ですが、これまでは妊娠後期における妊婦の不安感や、産後の支援体制などについて、アンケート調査のみで把握をしてございましたが、昨年度からは全妊婦を対象に妊娠9か月以降の直接面談を実施し、把握するよう改善をいたしました。妊娠後期は、出産や育児への期待とともに、不安も高まりやすい時期であり、この面談を通じて妊婦本人や家族の状況、産後の支援体制な

どを確認し、必要に応じて適切な支援につなげています。

また、今年度から妊娠、出産、育児に関する悩みや不安を気軽に相談できる体制の充実を図るため、毎週金曜日の午前中を助産婦による相談日としています。専門的な知識を有する助産師が相談に応じることで、妊産婦や子育て家庭の不安軽減と安心感の向上につながるものと考えています。

さらに、今年度から朝日南保育所におきまして、誰でも通園制度を実施しております。保育所などを利用していない未就園児が定期的に通園できる機会を提供することで、子どもの健やかな成長や発達を支援するとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消につなげています。

また、必要な支援が受けられていない、制度が分かりにくいというご意見があるということにつきましては、町ホームページや広報誌、子育て支援アプリを通じて情報発信を行うとともに、各種手続で来庁された際には、窓口で制度の説明を行い、子育て支援に関する冊子をお渡ししています。

転入された方に対しましても、転入手続の際に冊子をお渡しし、利用できる制度や関連する手続について、個別に説明を行っております。今後も必要な方に分かりやすく情報が届くよう、周知の充実に努めてまいります。

次に縮小、または廃止された事業についてですが、子育て支援に係る事業で縮小、廃止された事業はございません。

本町がこれら施策に期待する成果は、妊娠を希望する段階から出産、子育てまで切れ目なく支援を行うことで、子育て世代の不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を実現することが一定の成果と考えます。ひいては、子育て世帯の移住や出生率の改善までつながり、少子化対策の一助となることを期待しております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

それでは次に、子育て世代の認識について伺います。

町は多くの予算や人的資源を投入して子育て支援策を実施しています。しかし、町が十分な支援を行っているとは認識していても、子育て世代が同じように評価しているとは限りません。実際には、経済的な負担が大きい、相談できる場所が少ない、制度が複雑で利用しにくい、仕事と子育ての両立が難しいなどといった声も聞かれます。

そこで子育て世代の満足度を調査したことはあるのか。町の認識と利用者の認識との間に差があるとは考えていないのか。子育て世代の意見を施策に反映する仕組みはあるのか。

以上3点について伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それではお答えします。

子育て世代の満足度につきましては、本町のこども計画策定に当たり、令和5年度に小学6年生までのお子様がいる家庭を対象に、子育てに関するアンケート調査を実施しております。

このアンケートでは、子育て支援施策の利用状況や子育てに関する不安、望まれる支援策などについてご意見をお伺いしており、その中で越前町が子どもを産みやすい環境だと思うのかという設問に対し、満足度が高かった項目は、妊娠、出

産に対する支援で、「満足」と「やや満足」を合わせて50.5%、保育サービスの充実が50.4%、子どもや子育て世帯への経済的支援が37.2%、子育てに関する情報提供や相談体制が34.6%となっております。

次に、支援策についての町と利用者の認識の差についてですが、行政が考える支援の充実度と実際に子育てをされておられる方々の受け止め方が必ずしも一致するとは限らないものと認識をしております。

子育て世代の意見を施策に反映する仕組みにつきましては、5年ごとにありますこども計画策定時に実施するアンケート調査に加え、育児教室や乳幼児健診など、年間約60回実施している事業の機会を活用し、保護者の皆様と直接面談を行いながら、ご意見やご要望の把握に努めております。さらに妊娠9か月以降の全ての妊婦を対象とした面談において、出産や子育てに向けた不安、支援ニーズなどについてお話をお伺いし、必要な支援につなげるとともに、子育て支援施策の参考とさせていただきます。

加えて、日頃の窓口対応におきましても、子育てに関する相談やご意見をお伺いする機会が多くあり、そうした現場の声についても事業やサービスの改善につなげるよう努めているところでございます。

今後もアンケート調査や各種面談、日常の相談対応を通じて、子育て世代の声を丁寧把握し、より実情に即した子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

この子育て世代の認識に関しましては、支援を受ける側の情報を集めようとする努力も必要だと思います。午前中の一般質問でもありましたが、公式インスタグラム等を利用した情報発信なども今後検討していただき、対象となる方々にしっかりと情報を届けて、認識の差があるのだとすれば、その認識の差がなくなっていくことを期待したいと思います。

次に、子育て世代以外の町民の認識について伺います。

子育て支援は、子育て世代だけの問題ではありません。子どもは地域全体で育てるという視点に立てば、高齢者を含めた全ての世代が子育て支援に関心を持つことが重要です。しかし、その一方で、子育て支援が手厚過ぎるのではないかという意見や、制度の内容が十分に理解されていないという声もあります。

そこで子育て世代以外の町民に対する意識調査は実施しているのか。子育て支援に対する町民の理解をどのように把握しているのか。世代間の認識の違いをどのように分析しているのか。

以上3点について伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それではお答えします。

子育て世代以外の町民の方に対する意識調査につきましては、令和6年度に第3次総合振興計画の策定に当たり、18歳以上の町民2,900人を無作為に抽出して、アンケート調査を実施しております。その中で、町は出産や子育てがしやすい環境にあると思うかとの設問に対し、「しやすい環境にある」が15%、「どちらかといえばしやすい環境にある」が58%となり、合わせて73%の方から肯定的な評価をいただいております。

また、結婚、出産、子育て支援を進める上で、今後、町が充実すべき施策は何かについても調査を行い、満足度と重要度の分析を行っています。その結果、子育て

て支援や少子化対策につきましては、令和元年調査では、満足度順位が16位でしたが、令和6年調査では5位へと上昇をしています。

このことから、町が進めてきた子育て支援施策につきまして、町民の皆様から一定のご評価をいただいているものと受け止めています。また、今後充実すべき施策としては、高校3年生相当までの医療費無償化、保育料の負担軽減などの経済的支援の充実、結婚に対する支援が上位に挙げられています。このうち、医療費無償化や保育料負担軽減につきましては、既に実現しており、町民ニーズを踏まえた取組を進めてきたところでございます。

このように町では、アンケート結果を通じて、町民の皆様の意識やニーズを把握するとともに、その変化を経年的に分析しながら施策へと反映してまいります。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

今ほどご答弁いただいたように、越前町の子育てに関わる環境においては肯定的な意見が多数というのは、非常にいいアンケート結果かと思われそうですが、一方で、先ほどお伝えしたように、子育て支援に関しては、子育て世代ばかり優遇されていて、自分たちには何も恩恵がないというような意見を聞くことがあります。以前、町議会に関するアンケートを実施した際にも、自由記述の項目で同様の意見があったことも確認しています。こういった意見に対して、なぜ子育て支援が重要か、子育て支援を行うその先の町のメリットというものを理解していただき、納得していただけるような成果を示していただけるようになっていただきたいと思います。

最後に、今後の子育て支援の在り方について伺います。

子育て支援は単に補助金や寄附金を増やすことだけが目的ではありません。安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、地域全体で子育てを支える仕組みを構築することが重要です。そのためには、町による施策の実施だけではなく、子育て世代や地域住民の声を丁寧に聞きながら、地域の実情に合った支援を進める必要はあります。

そこで、町は現在の子育て支援の課題をどのように認識しているのか。今後、重点的に取り組む施策は何か。

以上についてお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、斎藤議員のご質問にお答えいたします。

本町では安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、様々な子育て支援施策に取り組んでおります。子育て支援の課題につきましては、子育て世帯が必要とする支援は多様化しており、制度やサービスに関する情報をより分かりやすく、より届きやすくすること、利用しやすい環境を整えることが課題であると認識しております。また、子育てに関する不安や悩みに対し、早い段階から相談につなげていくことも重要であると考えております。

今後はより一層、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育て世帯の声や相談現場などに寄せられるご意見を踏まえながら、子育て家庭の不安や負担の軽減につながる施策の充実に努めるとともに、実効性の高い施策の推進に努めてまいります。

また、引き続き地域全体で子どもの成長を支えるという視点の下、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

子育て支援は単年度で評価できるものではないと思います。重要なのは、町が実施している施策と実際に子育てをしている家庭が求めている支援との間に、どのような差があるのかを正確に把握することです。また、子育て支援を地域全体の課題として捉え、多様な世代が子どもの成長を支える環境を整備することも重要です。

町には現状を客観的に分析し、町民の声を反映した子育て支援策を推進していただき、誰もが子育て支援といたら越前町と言っていただけるような子育て支援の最先端をいく町になっていくことを期待したいと思います。

では、次のテーマになりますが、介護保険、医療保険における償還払いと受領委任払いの導入、拡充についてになります。

高齢化が進む中、介護や医療を必要とする方が安心してサービスを利用できる環境を整えることは、自治体の重要な重要な役割です。しかし、介護保険や医療保険には、利用者が一度、費用の全額を負担し、その後に給付を受ける償還払いが原則となっている制度が少なくありません。医療保険の療養費についても、施術内容によっては同様の仕組みが採用されています。

このような制度は、公平性や適正な給付といった点では一定の意義がありますが、高齢者や低所得者にとっては、一時的に多額の費用を負担しなければならないという課題があります。一方で、介護保険の住宅改修や一部の療用費については、利用者が自己負担分のみを支払い、残額を自治体や保険者が事業者へ直接支払う受領委任払いが導入されている事例もあります。経済的な理由によって必要なサービスの利用を断念することがないように、支払い方法の在り方について検討する必要があると考えます。

そこで、介護保険と医療保険における償還払いと受領委任払いについて質問します。

まず、医療保険における受領委任制度について伺います。

医療保険では、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージの療養費について、例外的に受領委任制度が認められています。利用者は窓口で自己負担分のみを支払い、残額は施術者が保険者へ請求する仕組みです。また、医療機関での高額療養費についても受領委任払い制度を設けている自治体もあるかと思われます。これは患者の一時的な経済的負担を軽減するための制度ですが、制度そのものを知らない方も多いのが現状です。

そこで、町として受領委任制度の周知をどのように行っているのか。国民健康保険の被保険者に対する情報提供は十分であると考えているのか。

以上2点について伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それではお答えいたします。

初めに、町の国民健康保険での現状をお伝えしますと、柔道整復師の治療につきましては、ほぼ受領委任制度を利用した取扱いとなっています。一方、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術に関しましては、受領委任払いの取扱いを認められている施術所は限られており、保険診療の施術には医師の同意、または診断書が必要となっています。

次に、高額療養費につきましても、マイナ保険証を利用すれば医療機関の窓口での支払いは限度額までとなっています。また、マイナ保険証を利用しない場合で

も、役場窓口で限度額認定証の交付を受けることで、同様の取扱いとしていることで、ご負担を軽減する取扱いとなっています。

制度の周知につきましては、広報やホームページへの掲載、保険証の資格確認書などの送付時に国保ガイドブックを同封するなど、情報の提供を行うとともに、ご相談に応じ窓口で説明を行っています。

国保の制度につきましては、複雑でなかなか理解しにくいことも多いかと認識しておりますので、今後もあらゆる機会を通じて、被保険者の立場に立った分かりやすい制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

それでは次に、介護保険における償還払いの現状について伺います。

介護保険制度では、住宅改修費や福祉用具購入費などについて、利用者が一旦費用を支払い、その後に保険給付を受ける仕組みが採用されています。しかし、高齢者世帯の中にはまとまった資金を準備することが困難の方も少なくありません。

そこで、償還払いを利用している件数はどの程度なのか。利用者から経済的な負担に関する相談は寄せられているのか。償還払いがサービス利用の妨げになっている認識はあるのか。経済的な理由によって、サービスの利用を断念する事例を把握しているのか。

以上、4点について伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それではお答えいたします。

まず、償還払いにつきましては、令和7年度では、住宅改修63件、福祉用具購入94件、合計157件の利用がございました。

次に、今のところ利用者からの経済的な負担に関する相談はなく、経済的な理由によってサービスの利用を断念したというご報告は受けてはおりません。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） では、最後に、受領委任払いの導入について伺います。

全国では介護保険の住宅改修費について、受領委任払いを導入する自治体が増えています。例えば、越前市では登録事業者を対象として受領委任払いを導入しており、利用者は自己負担分のみを支払うことで、住宅改修を実施できるようになっています。

そこで、越前町では受領委任払いを導入しているのか。導入していない場合、その理由は何か。今後、住宅改修費や福祉用具購入費への導入を検討する考えはあるのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それではご質問にお答えいたします。

介護保険法では償還払いを原則としていることから、現在、本町では住宅改修及び福祉用具購入における受領委任払い制度は導入しておりません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、高齢者の単身世帯や低所得世帯が増加する中、本町といたしましても、近隣自治体における導入状況を調査するとともに、サービス提供者及び利用者双方の意見を聴取しながら事務の方策を検討し、制度導入に向けて進

めてまいる所存です。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

介護保険制度や医療保険制度は、高齢者、患者の生活を支える重要な社会保障制度です。しかし、制度が存在していても経済的な負担によって利用できなければ、本来の目的も十分に果たしているとは言えません。

また、昨今の越前町内の現状でいいますと、特に宮崎、越前、織田地区においては、銀行の支店がなくなり、ＡＴＭも撤去されているというような現状で、こういった大きなお金を準備することに苦勞している高齢者の方々もいらっしゃいます。

そういったことも踏まえまして、償還払いと受領委任払いの在り方を見直し、誰もが必要なサービスを利用できる環境を整備することを要望します。

最後にはなりますが、化学物質過敏症への理解促進と支援体制の構築についてというテーマでお話しさせていただきます。

化学物質過敏症は、洗剤や柔軟剤、消臭剤、殺虫剤、建材などに含まれる化学物質によって頭痛や吐き気、目まい、倦怠感などの症状が引き起こされる疾患です。しかし、その症状は外見からは分かりにくく、周囲の理解が十分に進んでいるとは言えません。

令和6年12月定例会では、化学物質過敏症に関する請願が採択されました。請願審査では、正しい理解を広める必要がある、患者が回復に向けて一步を踏み出せるような対策が必要であるといった意見が示されています。

そこで、化学物質過敏症に対する本町の認識と今後の支援体制について質問します。

まず、化学物質過敏症に対する町の認識について伺います。

化学物質過敏症は、日常生活に広く使用されている化学物質が原因となるため、学校、公共施設、職場など様々な場面で影響を受ける可能性があります。一方で病気に対する認知度はまだ高いとは言えず、本人の体調不良が周囲に理解されないケースも少なくありません。

町は化学物質過敏症をどのように認識しているのでしょうか。また、現在、町内において相談や問合せなどの実態を把握しているのでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それではお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、化学物質過敏症は洗剤、柔軟剤、消臭剤、殺虫剤、建材などに広く使われている僅かな化学物質によって、頭痛や吐き気、倦怠感、皮膚症状、集中力の低下など、多岐にわたる症状が引き起こされる疾患です。また、誰にでも発症の可能性がある一方で、外見からは症状が分かりにくいいため、周囲に理解されにくい疾患であると認識をしております。

庁内における相談につきましては、過去に数件ございました。ご本人から申出があった場合には、可能な範囲で配慮をしてございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

次に、相談体制について伺います。

化学物質過敏症の方は医療だけではなく、福祉、教育、就労など複数の分野にわ

たる支援を必要とする場合があります。しかし、どこに相談すればよいのか分からないという声もあります。

そこで、現在の相談窓口はどこなのか。関係部署間の連携体制は構築されているのか。今後、相談体制を充実させる考えはあるのか。

以上3点について伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それではお答えします。現在、健康に関する一般的な相談窓口として、健康保険課が窓口となっています。健康保険課では、議員が冒頭でおっしゃられた令和6年12月定例会での採択を受け、広報えちぜんやホームページに掲載し、町民に対し、窓口の周知や化学物質過敏症に対する理解と配慮をお願いしています。また、相談があれば保健師がいつ、どこで、どのような症状が出たかなどをお伺いし、内容に応じて関係機関や医療機関への案内を行う体制となっています。

現状では、明確な町内横断的な連携体制は構築されておりませんが、この疾患は健康、医療にとどまらず、教育、福祉、就労、住環境など、複数の分野にまたがる課題であることから、関係部署との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） 次に、学校における対応について伺います。

近年、香害という言葉が広く知られるようになり、柔軟剤や香料によって体調を崩す子どもたちへの配慮が求められています。町内小学校でも同様の事例があることも耳にしております。学校は多くの児童・生徒が集団で生活する場であり、適切な対応が必要です。

そこで、教育委員会から教職員に対する研修や情報提供は行われているのか。症状のある児童・生徒に対し、学校現場ではどのような配慮が可能なのか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（原 雅哉君） 教育委員会事務局長、原です。

それではお答えをいたします。

教育委員会では令和7年5月23日付、県からの通知において示されました配慮を必要とする児童・生徒の把握に努めること、各学校の実情に応じて対応すること及び公害や化学物質過敏症への理解を深めることについて、各学校に周知し、現場での対応に生かしております。各学校では毎年4月に実施します健康状況調査や保護者からの申出等により、児童・生徒の状況を把握し、教職員間での共有を図っております。

これまでの学校現場での対応といたしましては、共用の給食用白衣に残る柔軟剤などの香りを苦手とする児童に対し、本人や保護者の希望に応じて家庭で用意した白衣を使用できるよう配慮しております。

今後も化学物質過敏症に対する国や県の情報把握に努めるとともに、児童・生徒及び保護者の要望を丁寧に聞き取り、一人一人の状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

最後に、公共施設における対応について伺います。

役場等を含めた公共施設において、多くの町民が利用する施設では清掃用品や芳香剤などが使用されています。化学物質過敏症の方が安心して施設を利用できる環境を整備することも重要です。

そこで、公共施設における化学物質の使用状況を把握しているのか。芳香剤や消臭剤などの使用について見直す考えはあるのか。利用者への合理的配慮をどのように進めていくのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

お答えします。

初めに、公共施設における化学物質の使用状況の把握でございますが、役場庁舎をはじめ、観光施設、体育施設等の全ての公共施設における清掃用具、芳香剤、消臭剤などの化学物質の使用状況については、物品の選定で統一的な基準を設けられていないことや、化学物質過敏症の観点においても把握しておりません。

なお、本庁のトイレのみ申し上げますと、無香料、無香性の消臭剤を使用しております。

次に、芳香剤や消臭剤などの使用について見直す考えについてでございますが、現在、各公共施設において使用している全てを見直すということは、施設の状況により難しい場合もございますが、当事者から申出があった際には、可能な範囲で必要な配慮をしたいと考えております。

次に、利用者への合理的配慮をどのように進めていくのかのご質問ですが、公共施設の利用においては、化学物質過敏症の症状や原因、対応方法など、正しい知識を広報誌やホームページ等により広く町民に周知し、認識と理解をしていただくことから進めたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 斎藤諒太君。

○2番（斎藤諒太君） ありがとうございます。

化学物質過敏症は誰もが発症する可能性がある疾患です。重要なのは、病気の有無を議論することではなく、症状に苦しむ方々が安心して生活できる環境を整えることです。

令和6年12月に採択された請願の趣旨を踏まえ、町民への理解促進、相談体制の充実、教育現場での配慮、公共施設の環境改善を進めることを要望し、私の一般質問を終わります。

（午後3時17分 終了）